

令和4年11月22日 19時開始

令和4年度 一八会 第1回 定員改正検討委員会

姫路商工会議所 503 会議室

次第

1. 開会あいさつ 永田会長
2. 問題提起 永田会長
3. 提案 永田会長
4. 自由討論
5. 会員増強について 永田会長

会場：伝心望

場所：兵庫県姫路市塩町171 シャトレドゥオール 1F

## 【 会 員 】

5. 本会は姫路市内及び近隣地域における若手経営者、並びに後継者により組織し、新規の入会については会員一名以上の推薦を要し本会の全員の賛成を必要とするが、既会員と同一業種のもものは入会を認めない。但し、業態や商圏が大きく異なる場合及び開業予定者は役員会にて検討する。

6. 本会の定数は原則として40名とするが、欠員が生じても役員会により認めるまで欠員の補充は行わない。

7. ①会員は毎年4月1日を起算日として、定例会の出席が年7回以上ない場合、翌年3月31日をもって本会を自動的に退会したものと見做す。

②本会の会員として相応しくない行動があった場合には、役員会において除名することができる。

8. 休会は、長期出張、入院等やむを得ない事情の場合、役員会の承認により、一年間を限度とし認める。但し、会費は全額徴収する。

9. 新入会予定者は、入会金及び会費を納入して初めて本会会員となる。

10. ①本会は卒業制度を有し、卒業年齢に達した会員は、その年度末をもって本会を卒業する。

その卒業年齢は55歳（満年齢）とする。

②卒業年齢に達しない会員でも、予め役員会で定める基準（内規）を満たした会員は、本人の意志で卒業することができる。

③役員会はその年度内に卒業資格を有するであろう会員がある場合は、4月末日までに本人に連絡しなければならない。

④役員会で定める基準（内規）により卒業資格取得の通知があった会員は、卒業の意志を役員会に伝えなければならない。

その期限は、当年度12月1日までとする

---

## 【 事務局 】

3. 本会の事務局は、原則として姫路市内におく。

## 【 定例会 】

12. 本会は、原則として毎月一回第2火曜日に開催し、必要な場合には会長より召集する。

13. 定例会のほかに分科会をおくことができる。